

実質公債費比率 【一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合】

【算定式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 \text{ の3カ年平均}$$

※標準財政規模は、臨時財政対策債発行可能額を含む数値

【27年度状況】

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
実質公債費比率	25%	25%	35%
平成27年度決算に基づく市川市の実質公債費比率			0.0%

(前年度比率: 0.7%)

【説明】

地方公共団体の一会計年度を超える長期の借入金を地方債といい、この返済に充てる元利償還金等を公債費といいます。

一般会計の公債費は、当然一般会計の義務的負担となりますが、下水道事業など他会計における公債費支出に対して一般会計から繰り出す経費なども一般会計の負担額として捉える必要があります。

こうした公債費に準じた経費も公債費に加算し実質的な公債費を算出のうえ、一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額（※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）と比較して指標化したものが「実質公債費比率」です。

実質公債費比率の算定につきましては、公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で除したものの3カ年間の平均値を表すこととされており、27年度決算における3カ年平均値は、下段の実質公債費比率の算定結果に示したとおり、0.0%〔単年度の比率は0.02588%〕となっています。

なお、本年度の比率は、前年度の0.7%より0.7ポイント低下した良好な値を示していますが、これは主に算定式の分子において、債務償還に伴う地方債元利等償還金の減によるものです。

【実質公債費比率の算定結果】

27年度実質公債費比率(3カ年平均)	=	$\frac{0.16696}{3} \%$	=	0.05565 %	=	0.0 %
<small>小数点以下二桁切捨て</small>						
27年度実質公債費比率(単年度)	=	$\frac{19,333}{74,702,803} \text{ 千円}$	=	0.02588 %	(25)	0.87674
					(26)	△0.73566